

基準病床数制度について

基準病床制度について

目的

病床の整備について、病床過剰地域*から非過剰地域へ誘導することを通じて、病床の地域的偏在を是正し、全国的に一定水準以上の医療を確保する。

* 病床過剰地域：既存病床数が基準病床数（現時点で地域で必要とされる病床数）を超える地域

制度概要

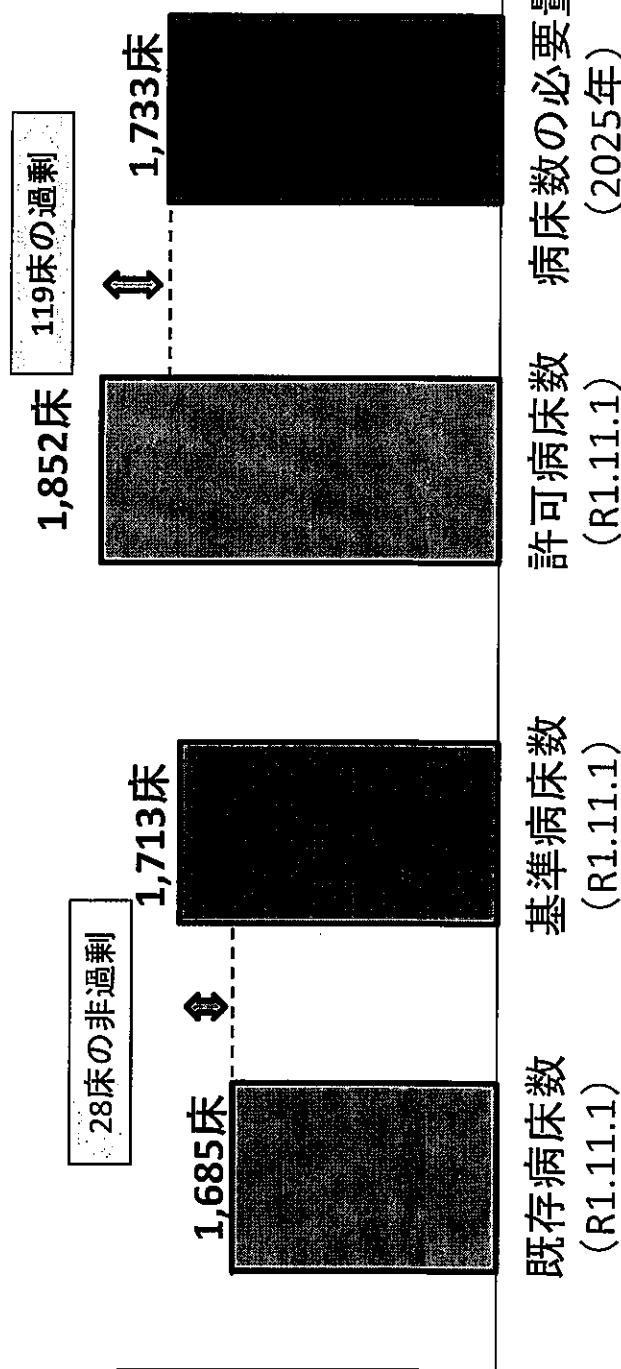
- 医療法上の病床の種別ごとに、基準病床数を全国統一の算定式により算定
 - 一般・療養病床：二次医療圏ごとに、計画策定時の性・年齢階級別人口、病床利用率等から算定
 - 精神病床：県全域で、平成32年の入院患者数、病床利用率等から算定
 - 結核病床：県全域で、計画策定時の想定される患者数等により算定
 - 感染症病床：県全域で、特定感染症指定医療機関等の感染症病床の合計数を基準に算定
- 既存病床数が基準病床数を超える地域（病床過剰地域）では、都道府県知事は、公的医療機関等*の開設・増床を許可しないことができる、その他の医療機関に対しては、開設・増床について勧告することができる。
 - * 公的医療機関等：自治体病院、厚生連、日赤等
- また、病床非過剰地域であっても、許可病床数が地域医療構想における病床数の必要量を上回っている場合には、医療機関の開設・増床について、都道府県知事は、病床過剰地域と同様の対応ができる。
- 公的医療機関以外が都道府県知事から勧告を受けた場合、厚生労働大臣は、勧告を受けた病床について、保険医療機関の指定をしないことができる。

各病床の概要について

各病床の概要

基準病床数	医療法等の規定に基づく計算式により、圏域ごとに県知事が算定した病床数
許可病床数	県知事から開設許可を受けた病床数
既存病床数	開設許可を受けた病床のうち、有床診療所の病床の一部等を除いた病床数(介護医療院へ移行した療養病床数を含む)
病床数の必要量 (必要病床数)	構想において、医療圏ごとの2025年の医療需要の推計結果を病床換算した病床数

諒訪医療圏の病床整備の状況



増床に関する地域医療構想調整会議での協議

「地域医療構想を踏まえた病床の整備に当たり留意すべき事項について」
(平成29年6月23日付け医政地発0623第1号厚生労働省医政局地域医療計画課長通知)抜粋

- 1 療養病床及び一般病床の整備に当たり留意すべき事項について
今後、新たに療養病床及び一般病床を行つ際には、既に策定されている地域医療構想との整合性を踏まえて行うこと。
具体的には、新たな病床の整備を行うに当たり、都道府県医療審議会において、既存病床数と基準病床数の関係性だけではなく、地域医療構想における将来の病床数の必要量を踏まえ、以下のような点に留意し、十分な議論を行うこと。

- (1) 現状では既存病床数が基準病床数を上回り、追加的な病床の整備ができるが、高齢化が急速に進むことで、将来の病床数の必要量が基準病床数を上回ることとなる場合には、
① 基準病床数の見直しについて毎年検討
② 医療法第30条の4第7項の規定に基づく基準病床数算定期時の特例措置を活用することによって対応ができるが、その場合であっても、
・ 将來の高齢者人口のピークアウト後を含む医療需要の推移
・ 他の二次医療圏との患者の流出入の状況
・ 交通機関の整備状況
などのそれぞれの地域の事情を考慮することが必要となること。

- (2) 現状では既存病床数が基準病床数を下回り、追加的な病床の整備ができるが、人口の減少が進むこと等により、将来の病床数の必要量が既存病床数を下回ることとなる場合には、既存病床数と基準病床数の関係性だけではなく、地域医療構想における将来の病床数の必要量を勘案し、医療需要の推移や、他の二次医療圏との患者の流出入の状況等を考慮し、追加的な病床の整備の必要性について慎重に検討を行う必要があること。

- 2 都道府県医療審議会と地域医療構想調整会議の整合性について
都道府県医療審議会における議論の際には、地域医療構想調整会議(医療法第30条の14第1項に規定する協議の場をいう。以下同じ。)における議論との整合性を確保すること。
具体的には、新たに病床を整備する予定の医療機関に対して、開設等の許可を待たず、地域医療構想調整会議への参加を求める協議の内容を参考すること。

- 3 第7次医療計画公示前ににおける病院開設等の許可申請の取扱い等について
○ 新たに整備される病床の整備計画と将来の病床数の必要量との関係性
○ 新たに整備される病床が担う予定の病床の機能と当該構想区域の病床の機能区分ごとの将来の病床数の必要量との関係性 等
その上で、都道府県医療審議会における議論の際には、地域医療構想調整会議における協議の内容を参考すること。
現行の医療計画において、無菌病室、集中治療室(ICU)及び心臓病専用病室(CCU)の病床については、専ら当該病室の病床に収容された者が利用する他の病床が同一病院又は診療所内に別途確保しているものは、既存病床数として算定しないものとされています。これらの病床については、第7次医療計画の策定を念頭に、平成30年4月1日以降、これまで既存病床数として算定していないなかつた病床を含めて、全て既存病床数として算定することとされています。これまでも既存病床数として算定していなかった病床を含めて、各二次医療圏における病床の整備状況を評価することが考えられるため、必要に応じて検討すること。

都道府県知事の権限の行使の流れ

【過剰な医療機能への転換の中止等】

医療法第30条の15

- 病床機能報告において基準日と基準日後の病床機能が異なる場合であつて、病床機能を変更した病床数が、病床の必要量(必要病床数)に既に達している
- 基準日後病床機能を変更したことによる病床の必要量(必要病床数)の超過

- 都道府県知事への理由書提出
- 都調整会議への参加
- 都道府県医療審議会での理由等説明

理由等がやむを得ないものと認められた場合、都道府県医療審議会の意見を聴いて、都道府県医療機能を変更しないことを命令(公的医病床機能等)又は要請(民間医療機関等)する。

命令の場合
(公的医療機関等)

要請の場合
(民間医療機関)
医療法第30条の17

要請を受けた者が、正当な理由がなく、当該要請に係る措置を講じていない場合、都道府県医療審議会の意見を聴いて、当該措置を講ずべきことを勧告する。

命令・指示・勧告に従わない場合、都道府県医療審議会の意見を聴いて、当該措置を講じるべきことを命じる。

○ 命令・指示・勧告に従わなかった旨を公表
医療法第30条の18
医療法第29条第3項
及び第4項

【不足する医療機能への転換等の促進】

医療法第30条の16

- 地域医療構想の達成を推進するために必要な事項について、協議の場での協議が調わないとき等

- 都道府県知事への理由書提出
- 都調整会議への参加
- 都道府県医療審議会での理由等説明

理由等がやむを得ないものと認められた場合、都道府県医療審議会の意見を聴いて、都道府県医療機能に係る医療機能を提供することを指示(公的医病床機能等)又は要請(民間医療機関等)する。

指示の場合
(公的医療機関等)

要請の場合
(民間医療機関)
医療法第27条の2

要請を受けた者が、正当な理由がなく、当該要請に係る措置を講じていない場合、都道府県医療審議会の意見を聴いて、当該措置を講じるべきことを勧告する。

命令・指示・勧告に従わない場合、都道府県医療審議会の意見を聴いて、当該措置を講じるべきことを命じる。

○ 命令・指示・勧告に従わなかった旨を公表
医療法第30条の18
医療法第29条第3項
及び第4項

【非稼働病床の削減】

医療法第7条第5項

- 病床を稼働していないとき

- 病院の開設等の許可申請があつた場合

都道府県医療審議会の意見を聴いて、当該病床の削減を命令(公的医療機関等)又は要請(民間医療機関)

要請の場合
(民間医療機関)

命令の場合(公的医療機関等)

要請を受けた者が、正当な理由がなく、当該要請に係る措置を講じていない場合、都道府県医療審議会の意見を聴いて、当該措置を講じるべきことを勧告する。

命令・指示・勧告に従わない場合、都道府県医療審議会の意見を聴いて、当該措置を講じるべきことを命じる。

○ 命令・指示・勧告に従わなかった旨を公表
医療法第29条第3項
及び第4項

*特定機能病院の承認取消しは厚生労働大臣が行う